

野田市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正
する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 3 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第 1 7 1 号

野田市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する告示

野田市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成 2 8 年野田市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条）

事業の区分	交付対象経費	対象作物	交付基準額	交付金の額
堆肥の施用	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組に要する費用	全作物	事業を実施する農地10アール当たり3,600円	交付基準額の10分の10以内の額
緑肥の施用	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と緑肥の施用を組み合わせた取組に要する費用	全作物	事業を実施する農地10アール当たり5,000円	交付基準額の10分の10以内の額
炭の投入	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と炭の投入を組み合わせた取組に要する費用	全作物	事業を実施する農地10アール当たり5,000円	交付基準額の10分の10以内の額

総合防除	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と総合防除を組み合わせた取組に要する費用	全作物（そば等雑穀及び飼料作物を除く。）	事業を実施する農地10アール当たり4,000円	交付基準額の10分の10以内の額
		そば等雑穀及び飼料作物	事業を実施する農地10アール当たり2,000円	
有機農業	化学肥料、農薬を使用しない農業の取組に要する費用	全作物（そば等雑穀及び飼料作物を除く。）	事業を実施する農地10アール当たり14,000円（このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算）	交付基準額の10分の10以内の額
		そば等雑穀及び飼料作物	事業を実施する農地10アール当たり3,000円	

取組拡大加算	同一団体内の農業者に対して、有機農業の指導・助言・相談対応等の実施を行い、有機農業の面積を拡大する取組に要する費用	全作物（そば等雑穀及び飼料作物を除く。）	事業を実施する農地10アール当たり4,000円	交付基準額の10分の10以内の額
--------	---	----------------------	-------------------------	------------------

注

- 炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合とは、土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかを実施する場合をいう。
- 作物が梨の場合において、表中「化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する」とあるのは、「化学肥料の使用を地域の慣行から5割以上、化学合成農薬の使用を地域の慣行から3割以上低減する」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。